

明日香村事業持続支援事業に係るQ&A

Q **売上げ減少月**とは、どの月が該当月となるのか。

A 持続化給付金の対象と同様に、令和2年1月～12月で申請者が任意で選択することができます。（※詳しくは、国の持続化給付金申請要領をご確認ください。）
URL : https://www.jizokuka-kyufu.jp/doc/pdf/r2_application_guidance_proprietor.pdf

Q 申請基準である、前年同月比の30%以上の**減少率**はどのように**事前に自己確認**できるのか。

A 青色申告されている場合で、売上げ台帳による同月比較により減少率を算出して確認してください。
白色申告等で月別の申告をされていない場合は、前年売上平均（総売上÷12ヶ月）と売上げ台帳による減少月比較により減少率を算出して確認してください。
また、特例措置については国の要領に準じます。
（※詳しくは国の持続化給付金申請要領をご確認ください。）
URL : https://www.jizokuka-kyufu.jp/doc/pdf/r2_application_guidance_proprietor.pdf

Q **算定給付額**とは、どのように算出されるのか。

A 持続化給付金の給付額と同様の計算式となります。
前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%以上月の売上×12ヶ月）
算定給付額に応じて、10万円～40万円の補助金を交付することになります。

Q **売上げ台帳の写し**とはどのような書類が必要となるのか。

A 様式の指定はありませんので、対象月の事業収入額が分かる資料を提出してください。
経理ソフトからの抽出、エクセルデータ、手書きの売上帳等でも問題ありません。
書類の名称も「売上げ台帳」でなくても、問題ありません。
複数月をまとめて記載されている場合は、該当月をマーカー等で示してください。

Q 【No.1】国の持続化給付金を受給した事業者
持続化給付金が現時点で未給付だが、申請済みであれば補助金は申請できるのか。

A 申請できません。
持続化給付金の給付通知書を添付の上で申請いただくことになります。
審査手続きを円滑に実施するため、国の審査確定後に交付させていただきます。

Q 【No.2】観光事業者等で、売上げが30%以上50%未満減少した事業者
観光事業者等とは、どのような事業者が該当するのか。

A 緊急事態宣言による人の移動制限並びに村内の観光施設及び文化施設の閉館等を起因とした来訪者減少による売上げ減少となった事業者が該当となります。
利用者のうち観光等による来訪者が大部分を占める飲食店舗や宿泊施設、土産品販売店等が対象となります。
営まれている業種・事業が該当するか判断できない場合は、電話にてご相談ください。

Q 【No.3】休業実施により、売上げが30%以上50%未満減少した事業者
休業実施とは、どのような休業が該当するのか。

Q クラスタ発生予防のための奈良県休業要請の対象事業者又は不特定多数が利用する施設であるため令和2年4月26日(日)から5月6日(水・祝)の期間に休業を実施した事業者が該当となります。
また、奈良県休業要請の対象事業者以外の施設については、休業したことを証明するチラシやホームページなど、確認できる書類が必要となります。

Q 【No.4】令和2年1月から5月末日までの間に店舗等を開業した事業者
令和2年1月から5月末日までの間に開業とは、どのような事業者が該当するのか。

A 令和2年1月から5月末日までの間に開業届等を提出した事業者が該当となります。
また、業種によっては開業届以外の証明書類により確認できる事業者が該当となります。
該当するか判断できない場合は、電話にてご相談ください。

Q 【No.4】令和2年1月から5月末日までの間に店舗等を開業した事業者
店舗等を開業とは、どのような事業者が該当するのか。

A 店舗等とは、飲食店舗など主たる営業売上げが来訪者によるものと客観性を持って判断できる事業所を対象とします。
また、該当するか判断できない場合は、電話にてご相談ください。

Q **村内・外に複数の事業所を有する事業者**も、対象となるのか。

A 対象となります。
ただし、算定給付額については、村内店舗における売上げが算出できる資料の提出が必要となります。

Q **村内在住ではない事業者**も、対象となるのか。

A 村内に事業所を有している事業者であれば、村外在住（事業者登録が村外の自宅等）でも対象となります。
逆に、村内在住（事業者登録が村内の自宅等）であっても、村外に事業所を有している場合は対象外となります。

Q **確定申告を行っていないが**、申請することはできるのか。

A 税務署の指導により確定申告が不要と判断されたため確定申告をしていない事業者に限り、申請することができます。その場合は、村民税の申告書類の写しを添付することで申請することができます。

上記以外で確定申告をしていない場合は申請できません。特例措置については国の要領に準じます。（※詳しくは、国の持続化給付金申請要領をご確認ください。）

URL : https://www.jizokuka-kyufu.jp/doc/pdf/r2_application_guidance_company.pdf

Q 事業持続支援補助金の振り込み口座は、**申請者と別名義で申請**することはできるのか。

A できません。
申請者と同一名義の口座で登録してください。

Q **補助金に用途**は、限定されるのか。

A 持続化給付金と同様に、売上げ減少に伴い影響が及んでいる分野（運転資金・設備資金等）において、各事業者の判断で事業持続のため幅広くご活用いただけます。

Q 当該補助金については、**課税対象**となるのか？

A 税務上、益金（個人事業者の場合は、総収入金額）に算入されるものですが、損金（個人事業者の場合は必要経費）の方が多ければ、課税所得は生じず、結果的に課税対象になりません。

Q 当該補助金の交付は申請後、**どの程度の期間で交付**されるのか。

A 補助金の交付については、申請書類を提出後約3週間後に入金を予定しています。
ただし、申請書類について不備・不足があった場合は、修正や追加提出が完了した日から起算して約3週間後に入金予定となります。

Q **郵送以外**でも、持参等による申請ができるのか。

A 原則として、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため郵送による申請にご協力いただきますようお願いいたします。
また、郵送は簡易書留やレターパック等をご利用ください。
ご不明点等ございましたら、電話にてお問い合わせください。

Q **【No.5】雇用調整助成金の活用を今後予定**しているが、現在未申請である。
【No.1】～【No.4】と併せて申請しなければいけないのか。

A 再度、【No.5】雇用調整助成金に対して、2回目の申請をしていただけます。
また、【No.5】雇用調整助成金を申請後に、【No.1】～【No.3】に該当した場合も、上記同様に2回目の申請をしていただくことができます。

Q 5月時点で、【No.2】又は【No.3】に該当したために申請を実施したが、6月時点において、売上げが50%以上の減少となり、持続化給付金を受給した場合、**改めて【No.1】に再度申請**できるのか。

A 再度（2回目）申請をすることができます。
その場合、1回目に給付を受けた金額である10万円を差し引いた算定金額が2回目の補助金交付額となります。
例）算定給付額が800万円となった場合
25万円（【No.1】の算定給付額）－10万円（既交付額）＝15万円を交付
また、以下の場合は再度申請しても追加交付がないため申請不要となります。
例）算出給付額が150万円となった場合
10万円（【No.1】の算定給付額）－10万円（既交付額）＝0円

Q 【No.2】休業実施により、売上げが30%以上50%未満減少した事業者
緊急事態宣言期間外も対象になるのか。(5/28追加)

A 対象となりません。

Q 【No.1】国の持続化給付金を受給した事業者
NPO団体であるが、対象になるのか。(5/28追加)

A 対象になります。対象団体及び特例措置については国の要領に準じます。(※詳しくは、国の持続化給付金申請要領をご確認ください。)
URL : https://www.jizokuka-kyufu.jp/doc/pdf/r2_application_guidance_company.pdf

Q 村内に**複数の店舗**があるが、それぞれで申請できるのか。(5/28追加)

A 申請は事業者単位での申請となるため、店舗・事業所ごとの申請はできません。

Q **併用できない**その他補助金、助成金、給付金はあるか。(5/29追加)

A 原則ありません。ただし、既に村から補助金等が交付されている団体については、対象外となる場合があります。事前にご確認ください。

Q 【No.1】国の持続化給付金を受給した事業者
国の持続化給付金では200万円(上限)を受給したが、**実際の減少額は400万円**だった。本補助金の交付額はどうか。(5/29追加)

A 算定給付額(昨年からの減少額)に応じて交付額を定めています。国の持続化給付金の算定給付額が400万円の場合は、15万円の交付となります。各交付額については、概要リーフレット(フローチャート)をご確認ください。

Q **申請後に必要な手続き**等はあるか。(5/29追加)

A 原則ありません。ただし、内容確認のため、村から追加書類の提出を求める場合があります。また、不正受給等が判明した場合には、返還を求めることとなります。

Q 【No.1】国の持続化給付金を受給した事業者
村外にも店舗・事業所があるが、どのように申請すればよいか。(6/1追加)

A 村内の店舗・事業所分の、①昨年の総売上が確認できる書類、②今年の減少該当月の売上が確認できる書類を添えて申請してください。村内の店舗・事業所分の減少額に応じて、交付額を算定させていただきます。

Q 【No.2】観光事業者等で、売上げが30%以上50%未満減少した事業者
観光事業以外にも収入がある場合も、申請できるのか。(6/1追加)

A 申請できます。事業者単位での申請・審査となるため、確定申告書における事業収入全体で減少率をご確認ください。

Q 【No.1】国の持続化給付金を受給した事業者
給付通知書を紛失したが、どのように申請すればよいか。(6/11追加)

A 以下の2点を添付してください。

①持続化給付金が振り込まれた通帳の写し

(おもて面、通帳1・2ページ目、持続化給付金の振込が確認できるページのすべて)

②持続化給付金HP内申請マイページの「持続化給付金申請フォーム」の全ページを印刷したもの または 申請サポート会場で交付された申請者カルテ(申請番号と申請済み欄チェックがあるもの)の写し